

I 新潟県農林水産業総合振興 事業費補助金交付要綱

新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 知事は、農林水産業の総合的な振興を図るため、市町村若しくは知事が適当と認める団体等が行う別表に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第 2 この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付条件)

第 3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第 6 に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第 6 に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (9) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならないこと。
- (10) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (11) 市町村は、事業主体に補助金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件及び次に掲げる条件を付さなければならない。
 - ア 規則、本要綱、新潟県農林水産業総合振興事業実施要領に従うべきこと。
 - イ 事業により取得し又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に

期間の定めが無い財産については期間の定めなく。)においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国等が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事による補助金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。

(ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(イ) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

ウ イによる知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(交付申請書)

第4 規則第3条第1項の規定による交付申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、別記第1号様式の2の補助金変更交付申請書によるものとするが、第5の規定により補助金計画変更承認申請書を提出する場合は、これに代えることができるものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではない。

(変更の承認申請)

第5 第3の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による補助金計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第6 第3の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、別表に定めるとおりとする。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第7 第3の（3）の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第8 第3の（4）の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を、知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第9 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

（状況報告）

第10 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の11月30日現在において、別記第4号様式により事業遂行状況報告書を作成し、12月10日までに知事に提出して行うものとする。

ただし、第13の規定により概算払をする場合は、概算払請求書の提出をもって、代えることができるものとする。

（実績報告書）

第11 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第5号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出時期は、事業の完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

3 第4第2項ただし書きにより交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4第2項ただし書きにより交付の申請を行い、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式による消費税等仕入控除税額報告書により、速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知を受けてこれを納付しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第12 規則第19条第4号に規定する財産は、事業により取得した価格が1件、500,000円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条第5号に規定する財産は、牛とする。

3 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、大蔵省令に定める耐用年数に相当する期間とする。

(概算払)

第13 概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、別記第7号様式による概算払請求書を知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第14 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

2 この要綱の規定により知事に提出する書類は、知事が別に定めるものを除き、所轄する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

(雑 則)

第15 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日し、令和8年4月1日から適用する。